

未入居の場合 申立書記入例

申 立 書

世田谷区長 あて

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住用として使用するものに相違ありません。

記

1. 家屋の所在 世田谷区世田谷〇丁目〇〇番地〇〇
2. 家屋の住居表示 世田谷区世田谷〇丁目〇番〇号
3. 入居予定年月日 令和〇〇年××月☆☆日
4. 現在の家屋の処分方法等

申請日から
2週間以内

例

- ・ 自宅を売却する
- ・ 賃貸借契約を解除する
- ・ 社宅を退去する
- ・ 同居の家族が継続して居住する 等

具体的に、どのように処分する
のかを明記してください

- ## 5. 入居が登記の後になる理由

例

- ・ 融資実行の関係上、抵当権設定登記を先行して行う必要があるため
 - ・ 代金の支払いが完了しないと引渡しを受けられないため
 - ・ リフォームに時間がかかるため
- 等

等

なお、証明書交付後、この申立書に偽りがあることがわかった場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

令和〇〇年××月△△日

申請者住所 世田谷区世田谷×丁目×番×号

氏 名 世 田 谷 太 郎

世田谷

印

(※必ず申請者本人が署名又は記入・押印して下さい)